

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

平成29年9月11日

東京都新宿区新宿二丁目3番10号新宿御苑ビル5階
ソーシャルワイヤー株式会社
代表取締役社長 矢田 峰之

当社は、平成29年9月11日開催の当社取締役会において、平成29年10月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成29年9月30日と定めましたので公告いたします。

以上

<お知らせおよびご注意>

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は平成29年10月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
2. 平成29年10月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 東京都杉並区泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-782-031